

「長岡市がんばる地域企業基本条例（案）」に係るパブリックコメントの実施結果

1 概要

(1) 実施期間

令和元年11月15日（金曜日）から令和元年12月5日（木曜日）まで

(2) 実施の周知

市ホームページ及び市政だより（11月号）への掲載並びにアオーレ長岡東棟1階情報ラウンジへの備付け

(3) 意見提出者

5人

(4) 意見件数

11件

2 寄せられたご意見と長岡市の考え

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針
1	第3条 (基本理念)	「経済のグローバル化」及び「デジタル社会」はすでに死語である。 経営環境の変化は様々な要因によるものであり、例示として好ましくな いため削除すべき	ご意見ありがとうございます。 わかりやすい条例の観点から、経営環境の変化 の事例として挙げておりましたが、経営環境は時 代とともに変わっていくものであり、条例として 例示することは適当でないため削除します。

2	第4条 (基本方針)	正確な概念が一般市民に伝わっているとは言えないため「イノベーション」を削除すべき	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>イノベーションは新たな価値を生み出し経済社会に大きな変化を創出する概念として、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年6月11日法律第63号）でも定義されておりますが、企業が行う経営の革新の一つとしても捉えられることから、第4条の「基本方針」第2項において「イノベーションを含む経営の革新」と表現を変更します。</p> <p>また、第11条（原案では第10条）の「市の責務」において、御指摘を踏まえ、「イノベーションへの挑戦等」を削除します。</p>
3	第8条 (教育機関の役割と協力)	<p>地域に愛着を持ち、地域に誇りを持ち、地域を担っていく気持ちを生徒に育成したいので、よい条例である。</p> <p>地域企業の職業講和、職場訪問、職場体験を充実させ、地域企業への関心を高める活動を中学校で展開していく必要がある。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本条例の制定を契機として、御提案のような取り組みを産業界、教育機関が連携して進めていきます。</p>

4	全 体	<p>長岡市の産業・企業の育成の観点からは遅きに失しているが、条例化は前進する意味からはよい行動である。</p> <p>条文の記述があまりにも全方位に包囲されすぎていて余裕がない条文となっている。</p> <p>行政の情報データは、国・新潟県・長岡市で共有されているが、その利活用の前提が条文にない。</p> <p>地域の産業経済を基底とすることが、今まで以上に大切な政策・施策のバックデータとなる。その意味から、以前長岡市で策定した簡易的な「産業連関表」を策定した。「産業連関表」ベースにすることなく条例化を先行することは砂上の楼閣である。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。第 11 条（原案では第 10 条）の「市の責務」第 1 項において、地域経済及び地域企業の経営に関する実態の把握に努めるとともに、地域企業の振興施策に関して総合的に取り組むと整理しております。</p> <p>なお、地域産業連関表等に代わる実態把握として、国のデータベースである「RESAS地域経済循環マップ」なども活用して条例の内容を検討しております。</p>
5	全 体	<p>世界の不況が浸透している中で、「金融パニック」が起きるようなことも想定しておく記述も必要である。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご意見を踏まえ、地域企業の事業継続力の向上を第5条第2項に定めるとともに、事業継続に対する支援について第7条（原案では第6条）の「商工団体の責務」第4項、及び第8条（原案では第7条）の「金融機関等の役割」第3項に追加します。</p>
6	名 称	<p>長岡市ががんばる地域企業基本条例では、がんばる地域企業をどうしたいのか明確に伝わらない。この条例は、長岡市内の中小・小規模企業が経営革新に取り組むことにより振興を図ることを目的とする基本条例だから、簡潔に「長岡市中小企業・小規模企業振興基本条例」とした方が一般的でわかりやすく適切だと考える。</p> <p>また「地域企業」という言葉の市民の認知度は低いことから、本条例では「中小企業・小規模企業」の表記が適切と考える。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>条例名については、条例の理念を一言で表し、誰もが親しみやすく愛着が沸く表現を検討したものであります。</p> <p>また、市内の中小企業・小規模企業を「地域企業」と定義した理由として、企業が地域に根ざし市民の生活を支える存在であることから、市民がより身近に感じられる表現を検討したものです。</p>

7	第1条 (目的)	<p>単なる理念条例ではなく実効性のある条例にしていくために、第1条に「中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」ことを追加することが必要と考える。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>第1条はこの条例の最終的な目的として「地域経済の成長」と「市民生活の向上」を定めているものです。</p> <p>そのため、第3条以降において、地域企業や商工団体等が担う具体的な責務を定めるとともに、御意見を踏まえ、第12条（原案では第11条）の「関係機関による協議」（原案では「関係機関との協議」）において、施策の成果の検証について市内の商工会等と協議すること（市と商工会等が共同で申請する経営発達支援計画等に対する協議を含む）を追加することで、この条例の実行性を高めてまいります。</p>
8	第10条第1項 (市の責務)	<p>「地域企業の振興施策に関して総合的に取り組む」については、第1条の追加（No7 の意見）を受けて「地域企業の振興施策に関して総合的かつ計画的に取り組む」と追加することが適切と考える。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>この条例が目指す具体的な目標や計画については、第12条（原案では第11条）の「関係機関との協議」において、「長岡市総合計画」及び「長岡版総合戦略」における目標を指標として定めております。</p> <p>また、御意見を踏まえ、第12条（原案では第11条）の「関係機関による協議」（原案では「関係機関との協議」）において、施策の成果の検証について市内の商工会等と協議すること（市と商工会等が共同で申請する経営発達支援計画等に対する協議を含む）を追加することで、この条例の計画性を高めてまいります。</p>

9	第10条第1項 (市の責務)	<p>「施策を総合的かつ計画的に取り組む」の具現化、改正小規模事業者支援法及び米百俵プレイス（仮称）の開設を踏まえ、次の内容の条文を追加することが必要と考える。</p> <p>(推進体制) 市は、地域企業の振興施策を実施するために必要な財政上の措置を行うとともに、必要な体制を整備するものとする。</p> <p>(基本計画) 市長は、地域企業の振興施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するものとする。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>市の財政上の措置は市の予算編成に基づくものであり、また、産業振興に関わる体制の整備についても、個別の事業と関連するものであり、条例として定めることと切り離すものと認識しておりますが、第11条（原案では第10条）の「市の責務」第1項に「地域企業の振興施策に関して総合的に取り組むもの」としており、各事業ごとの予算編成や体制の整備もその一部として含まれるものと考えております。</p> <p>また、この条例が目指す具体的な目標や計画については、第12条（原案では第11条）の「関係機関との協議」において、「長岡市総合計画」及び「長岡版総合戦略」における目標を指標として定め、この条例の計画性を高めてまいります。</p>
10	全体	<p>先人たちから受け継がれた「米百俵」の精神、中越大震災の被災経験及び中小企業強靱化法を踏まえ、次の内容の条文を追加することが必要と考える。</p> <p>(人材の育成) 地域企業、商工団体及び市は、次世代を担う人材の育成に努めるものとする。</p> <p>(防災・減災対策の推進) 地域企業及び商工団体は、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続できるよう防災・減災対策に努めるものとする。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>次世代を担う人材の育成については、第4条の「基本方針」第3号において若者の地元定着も含めて定め、この条例に定義する全ての関係者の全体的な指針の一つとしているほか、第5条の「地域企業の責務」第4項、第7条（原案では第6条）の「商工団体の責務」第2項、第8条（原案では第7条）の「教育機関の役割と協力」第2項に定めております。</p> <p>また、防災・減災対策につきましては、御意見を踏まえ、地域企業の事業継続力の向上を第5条第2項に定めるとともに、事業継続に対する支援について第7条（原案では第6条）の「商工団体の責務」第4項、及び第8条（原案では第7条）の「金融機関等の役割」第3項に追加します。</p>

11	全体	<p>持続可能な長岡の発展のために市の役割を整理するのは大切である。</p> <p>今までの長岡市は民間がやっている事にまで手を出してしまい民業圧迫を全く考慮していなかった様に感じている。アオーレに格安なシティホールを作ればホテルホールは売り上げが落ちるのは予測できたはずである。</p> <p>無料の子育て施設を作れば民間の子供向けサービスには負の影響が及ぶ恐れもある。長岡市の施策によって民間事業者が疲弊している事案が沢山あると思う。</p> <p>市民から預かる税金には限りがある。社会福祉や教育やインフラは赤字でも良いが、未来への投資、長岡の成長に繋げるための施策に於いては、民間が出来ない事業且つ長岡にプラスの経済効果があり税収が得られる様に意識してほしい。</p> <p>本来税金は景気を良くする事に支出する事で税収を上げ、更に景気が上がっていくと言う好循環を目指さなければ地域経済が疲弊するのは当然である。民間事業者に税金を投入する際にも当然税収が上がる事を意識すること。</p> <p>地方交付税は年々減ってきている。地方交付税狙いのビジョン無き事業ではなく、あるべき長岡を目指すための事業を実施してほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>御意見のとおり、地域経済の好循環による持続可能な地域社会を生み出すことは、地域経済の成長と市民生活の向上において重要であることから、第3条（基本理念）において、地域経済の好循環に加え、持続可能な地域社会を生み出すことを追加します。</p> <p>また、第11条（市の責務）において、地域企業の振興施策に積極的に取り組むこととしており、地域経済の好循環につながる事業に今後も取り組んでまいります。</p>
----	----	--	--